

四日市市告示第296号

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月19日

四日市市長 森 智広

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であって、事業再構築補助金（以下「国の補助金」という。）に基づく補助金を受けた事業者に対し、予算の範囲内において上乘せして補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で新分野展開や業態転換、事業・業種転換等に新たに挑戦する市内事業者を支援することを目的とする。

(補助事業者)

第2条 この要綱の補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 市内において行う事業について国の補助金の交付（通常枠（中堅企業等を除く。）、卒業枠及び緊急事態宣言特別枠での交付に限る。）を受けていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

(ア) 暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

(イ) 当該法人の役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

(ア) 暴力団員である者

(イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 市内に本店登記若しくは主たる事業所（国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している拠点をいう。以下同じ。）のある法人又は市内に主たる事業所のある個人で本市の住民基本台帳に記録されているもの

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費から交付を受けた国の補助金の額を減じた額に2分の1を乗じた額とし、100万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の本店登記又は個人の主たる事業所が市内にあることを確認できる書類

(2) 国の補助金の申請内容及び交付を受けたことを確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者は、速やかに四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金請求書（第3号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 国の補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(事業評価)

第9条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 当該事業のために収集した個人情報は、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）に基づき、当該補助事業の関係上必要な範囲で利用するものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第11条 この補助金は、四日市市補助金交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する交付決定を受けた補助金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(商工農水部商工課)

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市長

郵便番号

住 所

名 称

代表者

電話番号

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付申請書

みだしの補助金の交付を受けたいので、四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱第4条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 実施日又は実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 総事業費・補助対象経費・補助金交付申請額

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 補助事業総経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 交付を受けた補助金額 | 円 |
| (4) 補助金交付申請額 | 円（※1） |

※1 上記(2)の額から(3)の額を減じた額に2分の1を乗じた額（ただし上限100万円）

3 添付書類

- (1) 国の補助金の申請内容及び交付を受けたことを確認できる以下の書類
 - ・国の補助金の電子申請画面のハードコピー（事業概要のページ）等
 - ・交付決定通知書の写し
 - ・補助金確定通知書の写し
- (2) 債権者登録口座振込申出書
- (3) 法人登記の全部事項証明書又は個人の主たる事業所が市内にあることを確認できる書類
- (4) 四日市市市税完納証明書

住 所
名 称
代表者

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金については、四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助金額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存すること。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。
- (4) 四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱第6条に基づき、補助金を請求する際に、四日市市市税完納証明書を提出すること。提出がない場合は補助金の交付ができない場合があります。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者

(代表者の署名又は記名押印)

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金請求書

四日市市中小企業等事業再構築促進サポート補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金を請求します。

補助金額 金

円

金融機関名	
支店名	
口座種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	
口座名義	
ゆうちょ銀行の場合	(通帳記号) (通帳番号)